

収入

印紙

浄化槽維持管理（清掃）契約書

浄化槽の維持管理（清掃）について、浄化槽管理者（以下「甲」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「乙」という。）は以下のとおり契約する。

令和 年 月 日

表1 対象となる浄化槽

設置場所	※甲の住所と設置場所が同じ場合省略可			
施設名称	※甲の住所と施設名称が同じ場合省略可			
浄化槽の種類	単独・合併	処理方式	方式	
メーカー		型式	人槽	人

表2 基本となる委託料と維持管理方法

契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
清掃	清掃料金※1	円/		
	清掃月・回	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12 年 回		
	支払方法			
備考				

※1 清掃料金及び事務手数料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額

(委託業務の内容)

第1条 甲は、表1の浄化槽について、清掃を乙に委託する。

(法令の遵守)

第2条 乙は、表1の浄化槽を清掃するに当たり、甲の指示に従い、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、委託された業務を履行しなければならない。

(作業記録の提出)

第3条 乙は、表1の浄化槽の清掃記録のうち、法定検査に必要な事項を甲に書面で提出するものとする。

(保守点検結果による清掃業者への連絡)

第4条 甲は、甲が保守点検業者に委託した保守点検の結果、清掃が必要であると判断したときは、その旨乙に連絡するものとする。

(委託料)

第5条 委託料は、表2に掲げる額とする。

2 通常の引き出し量を超える汚泥の引き出しに要する金額又は表2に掲げる回数を超える清掃に要する金額については、本契約には含まないものとする。

3 前項に掲げる作業等を行う必要がある場合は、乙が甲と協議し、その作業に係る金額及び支払い方法を決定の上、その作業を実施するものとする。

4 委託料に余剰が生じる場合は、契約期間末に清算返還又は翌年度委託料から控除するものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は、乙に対して、委託業務に要する費用を表2に掲げる方法により支払う。

(委託契約期間)

第7条 契約期間は、表2に掲げる期間とする。ただし、契約満了の日の2か月前までに当事者が解約の意思表示をしないときは更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(暴力団の排除)

第9条 甲が次のいずれかに該当するときは、乙が協議の上契約を解除することができる。

- 役員等（甲が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約の変更)

第10条 この契約書に定める事項の変更、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 乙は、この契約書に記載された事項及び契約を履行する上で知り得た個人情報について乙における個人情報保護規定等を遵守し、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理をするものとする。

この契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、2者が各1通を所持する。

甲	浄化槽管理者 (設置者又は使用者)	住所	
		氏名又は名称※4	印
		電話	
乙	清掃業者	住所	
		氏名又は名称※4	印
		電話	

※4 法人の場合は、法人名称及び代表者名